

平成18年4月1日
制 定

第1章 総 則

第1節 目的及び使命

(目的)

第1条 東京福祉大学短期大学部（以下、「本学」という。）は、教育基本法と学校教育法の精神に則り、高潔なる人格と豊かな人格を培い幅広い教養を与えるとともに、併せて保育・多文化社会における子育て支援に関する実用的な専門教育を施し、もって社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

短期大学部こども学科の人材養成等に係る目的は以下のとおりである。

短期大学部こども学科

増大する保育ニーズに対応でき、こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる能力とカウンセリングマインドをもった、質の高いこどもの専門家を養成し、現場で即戦力となる人材を養成する。

- 2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育、研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
- 3 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(位置)

第2条 本学は、群馬県伊勢崎市山王町2020番地1に置く

第2節 構成及び修業年限

(学科・専攻)

第3条 本学にこども学科を置く。

- 2 こども学科に通学課程と通信教育課程を置く。
- 3 通学課程に保育・幼児教育専攻を置き、通信教育課程に幼児教育専攻及びこども教育・保育専攻を置く。
- 4 通信教育課程に関する事項は別に定める。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、2年とする。

- 2 学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、休学期間は在学期間に算入しない。

第3節 収容定員

(収容定員)

第5条 本学の入学定員及び収容定員は次のとおり定める。

(通学課程)

専攻名	入学定員	収容定員
保育・幼児教育専攻	75名	150名

2 1学級の学生数を50名以内とする。

第4節 学年学期及び休業日

(学年度)

第6条 学年は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。第15条に定めるところにより秋に入学した者の学年については、10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(学期及び授業日数)

第7条 学期は学年を春学期（4月1日～9月30日）と秋学期（10月1日～3月31日）の2期に分け、各々の学期を1セメスターとする。教育上の必要があるときは、夏季休業、冬季休業及び春季休業の期間に特別学期を設けることができる。

2 1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め、35週を原則とする。

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 本学創立記念日 6月26日
- (3) 夏季休業日 7月20日から8月20日まで
- (4) 冬季休業日 12月25日から翌年1月6日まで
- (5) 春季休業日 2月25日から3月31日まで
- (6) その他特に本学が定めた日

2 学長は、前項第1号から第5号に定める休業日であっても、実習、補講などの授業日とすることができる。

3 学長は、本条第1項第3号から第5号に定める各休業日については、必要に応じ年度の初めにその期日を変更することができる。

4 学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第5節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第8条の2 本学の教育課程は、教育基本法、学校教育法及び大学設置基準等の関連法令に基づくとともに、本学の建学の精神・使命や教育の目的を達成するため、本学の定める教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）に基づき、編成するものとする。

(授業科目の区分)

第9条 本学において教育する授業科目は、総合教育科目及び専門教育科目に分ける。

(授業科目及び単位数)

第10条 本学において教育する授業科目及びその単位数等を別表1に定める。また、その履修方法、経過措置等の詳細については、「東京福祉大学短期大学部 教育課程及び履修方法に関する規程」に定める。

(メディアを利用して行う授業)

第10条の2 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、学則別表に定める。

(授業科目の配当・公示)

第11条 授業科目は、本学科の教育上の目的を達成するために、各年次ごとに体系的に配当して編成する。

2 各授業科目の担当教員、授業時間割等は毎学年の始めに公示する。

(責任ある授業運営)

第12条 効果的で円滑な授業運営及び責任ある授業運営を行うために必要な教育内容、教育方法、成績評価及び授業評価等については別に定める。

(単位数の算定方法等)

第13条 授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、学業成績を総合的に判定し、合格した学生には単位を与える。

2 各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、15～30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実技及び実習については、30～45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1つの授業科目について、講義、演習、実技又は実習のうち2つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(卒業要件)

第14条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、定められた必修授業科目及び選択授業科目を含めて合計62単位以上を修得しなければならない。ただし、第35条第2項に定めるGPA(グレード・ポイント・アベレージ)の通算が2.0以上でなければ卒業を認定することはできないものとする。

2 前項に定めるもののほか、資格・免許等を取得しようとする者は、当該関係法令等に従い履修し、所定の単位を修得しなければならない。

3 本学においては、本学で教育上有益と認めるときは、学生が在学中に他の指定保育士養成施設において履修した教科目又は入学前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、転学の場合を除き、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

また、指定保育士養成施設以外の学校等（学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第56条第1項に規定する者を入学資格とする各種学校）で履修した教科目について修得した単位については、転学の場合を除き、本学で設定する授業科目に相当する教科目について、30単位を超えない範囲で修得したものとみなす。

第2章 学 生

第1節 入学、休学、退学

（入学及び卒業の時期）

第15条 入学の時期は春（4月）と秋（10月）の年2回とする。

2 卒業の時期は3月と9月の2回とする。

3 入学式は4月に、卒業式は3月に1度行う。秋学期に入学又は卒業した学生は、翌年の式に参加できる。

（入学資格）

第16条 本学に入学することができる者は次の各号の一に該当するものに限る。

（1） 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

（2） 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

（3） 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

（4） 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（5） 文部科学大臣の指定した者

（6） 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

（7） 本学において相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認める者（学校教育法施行規則第150条第7号）

（高等学校等の卒業見込者）

第17条 前条第1号に該当する学校の在学者で、その年の3月31日迄に卒業のできる見込みのある者は、出身高等学校等の調査書を提出し、入学を願い出ることができる。

2 本条の規定による入学志願者は、その学校を卒業した時は直ちに卒業証明書を提出しなければならない。

（入学願）

第18条 入学志願者は所定の期日までに本学所定の入学願書に卒業証明書・出身学校長の調査書、最近撮影した写真及び本学の定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 前項の入学志願者には、必要に応じて推薦書、健康診断書等を提出させることができる。

(入学選考)

第19条 入学選考は、調査書等提出書類、学科試験、人物考査及び健康診断を行う。

2 入学選考に関する事項は別に定める。

(入学手続・入学許可・入学許可の取り消し)

第20条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、誓約書、保証書及びその他の本学が指定する書類を提出し、かつ別表2に定める入学金・授業料等の学費を納付しなければならない。

2 前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

3 入学時に提出された書類に重大な偽りが発見された場合、又は、本学生にふさわしくないと判断される客観的事実がその後に明らかになった場合、学長はその者の入学を取り消すことができる。

(保証人)

第21条 保証人は、入学生に係る学生の生活と教育に関する一切の責に任じ得べき者とし、保護者又はこれに準ずる者でなければならない。

2 保証人は、電話等により連絡できる場所に居住していることを必要とする。

(保証人の更新)

第22条 保証人が死亡その他の事由によりその責を尽すことができない時は、新たに保証人を定め、直ちに保証書を提出しなければならない。

(改名・住所移転等)

第23条 学生又は保証人が、改名、住所移転等をした時は、直ちに証拠書類を添えてその旨を届出なければならない。

(転入学等)

第24条 学生が他の大学に転学しようとするときは、保証人連署の上、出願許可を受けなければならない。

2 他の大学（短期大学を含む）から転入学する場合には、第18条第1項の書類に加え、在学証明書及び単位取得証明書を提出しなければならない。

3 本学の退学者又は除籍後2年以内の者が保証人連署の上、本学に再入学を志願するときは、欠員がある場合に限り選考の上、教授会の議を経て、学長が再入学を許可することがある。

(欠席・休学)

第25条 疾病又はやむを得ない事故により欠席が14日以上に亘る場合は、理由を添え、疾病の際は更に医師の診断書を添えて、保証人連署の上、届出なければならない。

2 病気その他の理由により引き続き3か月以上修業することができないときは、理由を明記し保証人連署の上、学長に願い出てその許可を得て休学することができる。

- 3 病気を理由とする休学願には医師の診断書を添付しなければならない。
- 4 休学は原則として当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には引き続き1年に限り休学を許可することができる。

(休学の命令)

第26条 学長は病気のため就学が不相当と認められる者等に対しては、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第27条 休学の期間は、通算して1年を超えることができない。ただし、病気の場合は、1年半までとする。

(復学)

第28条 休学期間満了のとき、又は休学期間中でも、その事由の終わったときは、学長に願い出てその許可を得て復学することができる。

- 2 休学が病気によるものであった場合は、前項の復学の願い出には医師の診断書を添えなければならない。

(願出退学)

第29条 疾病又はやむを得ない事由により退学しようとする者は、医師の診断書又は詳細なる事由書を添え、保証人連署をもって願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第30条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長は除籍することができる。

- (1) 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- (2) 第4条に規定する在学期間を超える者
- (3) 第27条に規定する休学期間を超えた者、又はその他の事由により復学の許可を得られなかった者
- (4) 授業料を滞納し、督促してもなおこれに応じなかった者

(転籍)

第31条 通信教育課程への変更を願い出た者については、教授会の議を経て学長が許可することができる。

第2節 試 験

(試験)

第32条 試験は、同一科目につき每学期1回以上これを行う。

(試験の代用)

第33条 論文又は実習の報告の審査をもって、試験に代えることができる。

(試験の方法)

第34条 試験は、その学生の学力を伸ばすために行われるものとし、文章作成力・読解力・思考力・課題探究能力の育成に資するようにしなければならない。

2 試験の方法・実施等に関する事項は別にこれを定める。

(成績評価)

第35条 授業科目の成績評価は、A (100～90点)・B+ (89～80点)・B (79～70点)・C (69～60点)・F (59点以下)の5種類とし、A・B+・B・Cは合格とし、Fは不合格とする。

2 本学においては、GPA制度により、授業科目ごとの5段階ごとの成績評価A・B+・B・C・Fに対して、4・3・2・1・0のグレード・ポイントを付与し、この単位当たりの平均(GPA、グレード・ポイント・アベレージ)が、2セメスター(1年)連続して2.0未満の学生に対しては、退学を勧告する。

ただし、学科長等から学生に学習指導・生活指導等を行い、それでも学力不振が続いた場合に初めて退学を勧告するものとする。

第3節 学 費

(学費)

第36条 学生は、授業料、施設設備費及び実習費並びに各種手数料及びその他所定の学費を納めなければならない。

2 前項に定める授業料等の額は別表2に定める。

3 転入学生の授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

4 休学中は別表2に定める授業料及び施設設備費の半額を納めるものとする。

(授業料の納付)

第37条 授業料は、年額の二分の一ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

区分	納期
1期(4月から8月まで)	3月中
2期(9月から翌年3月まで)	9月中

(その他の学費の納付)

第38条 第36条第1項に定める授業料等は所定の期日までに納付しなければならない。

2 所定の期日までに納付を怠っている者には、これを納付するまで授業や試験に出席すること、図書を閲覧すること等を禁止することがある。

3 その他の学費の納付については別に定める。

(費用の徴収)

第39条 必要に応じ教材費等の実費を徴収することがある。

2 前項にいう実費の額は別に定める。

(学内奨学金)

第40条 学業が特に優秀と認められた場合、又はその他特別の事情があると認められる場合は、授業料の全部又は一部に相当する額の学内奨学金を給付する場合がある。

2 学内奨学金に関するその他必要事項は別に定める。

(学費の返還)

第41条 一旦納入した入学金・学費等は、原則としてこれを返還しない。

第4節 公開講座

(公開講座)

第42条 こども学に関する研究成果を広く社会に開放し、文化教養の向上のため、また、地域の要求と関心に応えるため、公開講座を開催する。

2 公開講座に関するその他必要事項は別に定める。

第5節 卒業資格学位の授与

(短期大学士の授与)

第43条 原則として、2年間以上在学し、第14条第1項に定める所定の単位数を修得し、卒業要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、短期大学士(こども学)の学位を授与する。

第6節 賞 罰

(表彰)

第44条 学業が特に優秀な場合、又は他の模範となる行為があった学生は、学長がこれを表彰することがある。

2 表彰に関するその他必要事項は別に定める。

(懲戒)

第45条 学生としてその本分にもとる行為があったときは、学長は、次の各号のいずれかの懲戒を加えることができる。

- (1) 戒 告
- (2) 受験停止
- (3) 停 学
- (4) 懲戒退学
- (5) 抹籍退学

2 懲戒に関するその他必要事項は別に定める。

(退学)

第46条 次の各号の一に該当する学生に対しては、学長は前条第1項第4号及び第5号の退学を命じることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学業態度不誠実かつ学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者

- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第3章 教職員組織

(教職員組織)

第47条 本学に、次の教職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員

- 2 理事長は必要に応じ、副学長、学科長、その他必要な教職員を置くことができる。
- 3 本学の組織運営に関し必要な事項は別に定める。

(特任教授・客員教授等)

第48条 理事長は本学の運営上必要な場合、カリキュラム上必要な教授でなくても、特任教授、客員教授等に任命することができる。

2 学長は理事長に対し、適任者を推薦することができる。

- (1) 特任教授 — 本学の運営に協力的で、かつ必要と思われる者とする。
- (2) 特別高等客員教授 — 国際的に優れた教育研究活動をしている者で、本学の教育研究の発展に必要と思われる者とする。
- (3) 客員教授 — 優れた学者及び教員で期間を定め外部より特別に招くことができる。
- (4) 客員研究員 — 本学の教授陣と特別に研究活動を行うことができる。ただし、給与に関しては無報酬とする。
- (5) 招聘学者 — 博士の学位をすでに持っている優れた学者を特別に招聘し本学の教授陣と特別に研究をする。

(名誉教授)

第49条 本学に教育上、学術上、特に功績のあった者に対しては、理事長又は学長の推薦により名誉教授の称号を贈ることができる。

(教育・研究の推進)

第50条 教員の教育内容・授業方法の改善に関する事項及び研究の推進に関する事項は別に定める。

(就業規則等)

第51条 教職員の就業、給与等に関する規則等は別に定める。

第4章 教授会

(教授会)

第52条 本学の教学に関する重要事項の最高審議機関として、学長の下に教授会を置く。

- 2 教授会に関する事項は別に定める。

第5章 図書館

(附属図書館)

第53条 本学に、東京福祉大学と共同して、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は別に定める。

第6章 附属施設

第1節 保健管理センター等

(保健相談室・学生相談室)

第54条 本学に保健管理センターを置き、保健管理センターの下に保健相談室を設け、学生及び教職員の保健上の相談に応ずるとともに、必要な場合は応急処置を行う。

2 本学に学生相談室を置き、学生の学生生活等の相談に応ずる。

3 保健相談室及び学生相談室は、東京福祉大学と共同して設置するものとする。

(健康診断)

第55条 学生及び教職員の健康増進を図るため、年1回以上健康診断を行う。

第7章 事務局

(事務局)

第56条 本学に事務局を置く。

2 事務組織に関する事項は別に定める。

第8章 その他

(改廃)

第57条 この学則の改廃は、教授会の審議を経て、学長が理事会の審議に付し、理事長がこれを行うものとする。

(細則)

第58条 本学則に必要な細則は別に定める。

(施行)

第59条 本学則は平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。
2. こども教育・保育専攻は、改正後の本学則第3条及びその他の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻学生の教育課程、卒業及び学位等については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。